

○行政文書の管理又は文書の取扱いに利用する情報システムの指定について

会計検査院文書管理規程（平成13年3月28日会計検査院長決定）第21条第1項に規定する行政文書の管理又は文書の取扱いに利用する情報システムとして、次の情報システムを指定する。

平成26年6月30日

改正 平成26年12月25日、27年3月30日

行政文書の管理又は文書の取扱いに利用する情報システムの名称	情報システムを利用して行う行政文書の管理の事務又は文書の取扱いの事務
決算確認システム	行政文書の管理の事務並びに文書の取扱いのうち文書の受付（都道府県の証明責任者が提出する証明書類の受付に限る。）、送付及び接受の事務
決算確認システム（国有財産）	行政文書の管理の事務並びに文書の取扱いのうち文書の送付及び接受の事務
旅費等内部管理業務共通システムのうち物品管理システム	行政文書の管理の事務並びに文書の取扱いのうち文書の送付及び接受の事務
旅費等内部管理業務共通システムのうち旅費及び謝金・諸手当システム	行政文書の管理の事務及び文書の取扱いの事務